

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 事故の未然防止のための取組	身近な化学製品等に関する理解促進	身近な化学物質に関するガイドブック等の作成・配布や、疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の派遣【環境省、関係省庁等】					化学物質アドバイザーの派遣回数
		(KPIの現状) 化学物質アドバイザーの派遣回数:24回					
	家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成	必要に応じて、製品群ごとに手引きを作成又は改訂【厚生労働省】					(イ) 手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数 (ロ) 家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数
		(KPIの現状) (イ) 手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数：0件 (ロ) 家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数：1,528件（平成26年度）					
軽井沢スキーバス事故を受けた対応		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づく検討</div>					(イ) 再発防止策の取組状況 (ロ) 通報窓口の設置
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運転者の技量チェックの強化、運行管理の強化等の貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化等【国土交通省】</div>					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">貸切バスツアーに関する消費者意識調査を踏まえ、消費者が安全性を考慮してバスツアー商品を選択できるような環境整備を推進【消費者庁、国土交通省】</div>					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化【国土交通省】</div>					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">利用者に対する安全性の「見える化」【国土交通省】</div>					
		(KPIの現状) (イ) 再発防止策の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス事業者の処分歴の公表方法の拡充。 ・乗客へのシートベルトの着用の注意喚起、発車前の乗客のシートベルトの着用状況の確認等の徹底を全ての貸切バス事業者に要請（通知発出）。 ・シートベルト着用励行リーフレットを作成し、周知。 ・企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名を掲載予定（通達改正）。 ・比較サイト等において、セーフティバス認定のランク等が掲載されるよう、貸切バス事業者に関する一定の安全情報を公表予定。 ・利用者に対し、貸切バス事業者のASV技術搭載車両導入率の情報を提供予定。 (ロ) 通報窓口の設置：平成28年夏までに設置予定。					

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(1) 事故の未然防止のための取組	住宅・宅地における事故の防止						(イ) 特定行政庁におけるマネジメント計画の実施状況 (ロ) マニュアル等の改訂数	
	(KPIの現状) (イ) 特定行政庁におけるマネジメント計画の実施状況：188の特定行政庁において実施 (ロ) マニュアル等の改訂数：1件							
基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組	建築会社が基礎ぐい工事の際して一般的に遵守すべき施工ルールの作成【国土交通省】						(イ) 関係建設業団体及び建設会社におけるルールを受けた対応の実施状況 (ロ) 建築士の定期講習の実施状況	
	基礎ぐい工事における工事監理を行うに当たっての留意点及び建築基準法上の中間検査の留意点の作成【国土交通省】							
		(KPIの現状) (イ) 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」を平成28年3月4日に告示するとともに、その制定について関係建設業団体に周知。 (ロ) 「 <u>基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン</u> 」を平成28年3月4日に策定するとともに、 <u>建築基準法上の中間検査等における留意点を取りまとめ、建築設計関係団体や特定行政庁等へ周知。また、一級建築士定期講習等実施機関に対して、地盤・基礎に関する講習内容の追加・充実を依頼。</u>						

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(1) 事故の未然防止のための取組	まつ毛エクステンションによる危害の防止	<p>実態把握を行い、地方公共団体に対応を要請【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】</p>	<p>継続的に事故情報を収集し、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を実施【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】</p>					まつ毛エクステンションに係る被害件数
		<p>(KPIの現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報データベースへのまつ毛エクステンションに関する事故情報登録件数(平成27年度発生):92件(平成28年3月末時点)(前年同期:121件)(消費者庁) ・各地方公共団体(衛生主管部局)で把握した健康被害等の件数:246件(平成26年度)(厚生労働省) 						
子供の不慮の事故を防止するための取組	子供の不慮の事故を防止するための取組	「子どもを事故から守る!プロジェクト」の展開、子供の不慮の事故を防止するための普及活動の推進等【消費者庁、経済産業省、関係省庁等】	<p>子供の事故の動向の分析及び子供の事故に関する消費者意識調査の実施【消費者庁】</p>					<p>(イ)「子どもを事故から守る!プロジェクト」の普及活動の実施状況</p> <p>(ロ)分析・調査の実施状況</p> <p>(ハ)関係省庁連絡会議の開催状況</p>
			<p>子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議の開催【消費者庁、関係省庁】</p>					
<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども安全メール登録件数(平成28年3月31日配信分):28,058件(前年同期:27,143件) ・子ども安全メール配信回数(平成27年4月から平成28年3月まで):53回(前年同期:51回) <p>(ロ)平成28年度以降に実施予定</p> <p>(ハ)平成28年度以降に実施予定</p>								

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 事故の未然防止のための取組	危険ドラッグ対策の推進	<p><第四次薬物乱用防止五か年戦略等の推進>【内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁】</p>			<p><第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進> (P)</p>		<p>(イ) 国内外で流通が確認された危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定状況</p> <p>(ロ) 危険ドラッグの取締り体制の強化状況</p> <p>(ハ) 調査を実施した通信販売サイト数、表示の是正要請した通信販売サイト数、行政処分した通信販売サイト運営事業者数</p> <p>(ニ) 普及啓発活動の実施状況</p> <p>(ホ) 薬物乱用防止教育の取組状況</p> <p>(ヘ) UNODC (国連薬物・犯罪事務所) が実施するグローバル SMARTプログラムへの協力状況</p>
		<p>・危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定</p> <p>・医薬品医療機器等法を踏まえた指導取締の徹底【厚生労働省】</p>					
		<p>危険ドラッグの取締り体制の強化【厚生労働省、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、海上保安庁】</p>					
		<p>特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供(不定期)【消費者庁、警察庁、厚生労働省】</p>					
		<p>危険ドラッグの正しい知識の普及啓発【内閣府、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁等】</p>					
		<p>学校における薬物乱用防止教育の充実【文部科学省、警察庁、厚生労働省、関係省庁等】</p>					
		<p>UNODCが実施するSMARTプロジェクトへの継続的な拠出</p> <p>危険ドラッグに係る各種国際会議への積極的な参加【外務省】</p>					
		<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 新たに指定した指定薬物：874物質(平成27年4月から平成28年3月まで)</p> <p>(ロ)</p> <p>・地方厚生局麻薬取締部において、平成27年上半期、医薬品医療機器法違反で69事件71名を検挙した(平成26年上半期は17事件23名)。水際の検査命令対応として、平成28年2月末時点で指定薬物相当の輸入品49物品の輸入通関を差し止め、そのうち13物品に検査命令を実施した。(厚生労働省)</p> <p>・平成27年中、危険ドラッグ関連事件を1,100事件(前年比55.8%増)、1,196人(前年比42.4%増)検挙した(平成26年は706事件、840人)。(警察庁)</p> <p>(ハ)</p> <p>・削除要請したサイト数：299、そのうち閉鎖されたサイト数：234(平成26年12月から平成27年11月まで)(厚生労働省)</p> <p>・調査を実施したサイト数：230、表示の是正要請した通信販売サイト数：4、行政処分した通信販売サイト運営事業者数：0(消費者庁)</p> <p>(ニ)</p> <p>・各種広報啓発活動の推進により、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。(警察庁)</p> <p>・ウェブサイトや薬物乱用防止教室を通じた普及啓発を実施中。(財務省)</p> <p>・自動車運送事業者に対し、監査や啓発活動の推進等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を図る。(国土交通省)</p> <p>・関係各府省と協力し、薬物の危険性・有害性や関係機関の相談窓口等の周知徹底等を図るとともに、ウェブサイトにおいて、危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発を実施した。(消費者庁)</p>					

		<ul style="list-style-type: none"> ・「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、刑事施設においては薬物依存離脱指導を計画的に実施しているが、同指導内容についての検討会を行い、薬物事犯受刑者に対する再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図った。また、少年院においても、必要な対象者に薬物非行防止指導を実施しており、同指導の担当職員を対象にした集合研修を実施するなど、指導の充実を図った。（警察庁） ・平成27年においては、非行防止教室を1,982件（前年2,044件）開催し、その一環として薬物乱用問題を取り扱った。（法務省） ・講演会の開催等を通じ、産業界等に対して、我が国における麻薬等原材料輸出規制制度等の周知その他関連情報について提供を行うとともに、事業者における自主管理の徹底等を要請した。（経済産業省） （ホ）薬物乱用防止教室の開催率（平成27年度実績）（文部科学省） <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：76.4%（平成25年度：72.3%） ・中学校：89.2%（平成25年度：88.3%） ・高等学校：84.7%（平成25年度：83.6%） ・中等教育学校：78.0%（平成25年度：75.5%） （ヘ）UNODCが実施するグローバルSMARTプログラムに対し、20万ドルを拠出した（平成27年度）。（外務省）
--	--	--

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

身近な化学製品等に関する理解促進

身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し正確に分かりやすく提供するとともに、リスクコミュニケーションの知見を有する人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進する。【環境省、関係省庁等】

<平成27年度実績>

平成26年度の集計結果を基に、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成した。また、化学物質アドバイザーを24回派遣した。【環境省】

家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成
家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、必要に応じて、各種製品群につき、事業者が製品の安全対策を講ずるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成及び改訂を行う。【厚生労働省】

<平成27年度実績>

平成26年度のモニター病院等からの健康被害情報を公表しており、今後、その結果を踏まえて、必要に応じて手引きの新たな作成及び改訂を行うこととしている。【厚生労働省】

軽井沢スキーバス事故を受けた対応

「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」においてとりまとめられた、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化、旅行業者、利用者等との関係強化等を実施する。【国土交通省】

特に、貸切バスツアーに関する消費者意識基本調査を踏まえ、消費者が安全性を考慮してバスツアー商品を選択できるような環境整備を推進する。【国土交通省、消費者庁】

<平成27年度実績>

迅速な処分情報提供のため、ウェブサイトの更新頻度を月1回から月3回に増やすとともに、より手軽な閲覧方法としてスマートフォン向け簡易検索サイトを開設した。

また、乗客へのシートベルトの着用の注意喚起、発車前の乗客のシートベルトの着用状況の目視等による確認等の徹底を全ての貸切バス事業者に要請した（警察庁と連名の通知を发出。）。

さらに、警察庁と連名のシートベルト着用励行リーフレットを作成（訪日外国人旅行者向け用の外国語版を含む。）し、インターネット等を活用し周知した。軽井沢スキーバス事故対策検討

委員会において平成28年3月の中間整理を経て、同年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめた。【国土交通省】

貸切バスツアーに関する消費者意識調査を実施した。（今後、その結果を踏まえて、消費者向けの啓発を行うこととしている。）【消費者庁】

住宅・宅地における事故の防止

宅地造成に伴う災害を防止するため、最新の知見等を踏まえてマニュアル等の改訂を行う。

住宅における不慮の事故を防ぐため、違反对策など建築基準法の適切な運用を行う特定行政庁に対して助言等の支援を行う。【国土交通省】

<平成27年度実績>

平成27年5月に、平成23年東北地方太平洋沖地震による被災実態を分析して得られた知見や復旧事例を踏まえ、宅地耐震化の更なる推進を図るため「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」、「宅地耐震工法選定ガイドライン」を見直し、これらを合わせて「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」として取りまとめた。

また、平成27年6月に各特定行政庁に対して、改訂した「建築行政マネジメント計画策定指針」に係る通知を発出し、建築物の違反对策などに資する「建築行政マネジメント計画」の見直しの積極的取組と適切な業務の推進のための支援を行った。【国土交通省】

基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組

基礎ぐい工事問題の発生を受けて、基礎ぐい工事の適正な施工を確保するため、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルール（国土交通省告示）の対象となる工事について、関係建設業団体及び建設会社におけるルールを受けた対応のフォローアップを行う。

また、基礎ぐい工事について、工事監理者が工事監理を行うに当たっての留意点や、建築基準法に基づく中間検査における留意点をまとめ、建築士の定期講習等を通じて建築士や特定行政庁へ周知を行う。【国土交通省】

<平成27年度実績>

基礎ぐい工事問題の発生を受けて、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルールである「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」を平成28年3月4日に告示するとともに、その制定について関係建設業団体に周知した。

また、あわせて工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を行うに当たっての留意点を示した「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」を策定するとともに、建築基準法上の中間検査等における留意点を取りまとめ、建築設計関係団体や特定行政庁等へ周知した。さらに、一級建築士定期講習等実施機関に対して、地盤・基礎に関する講習内容の追加・充実を依頼した。【国土交通省】

工事監理ガイドラインを踏まえた工事監理が行われているかどうかの確認は、中間検査において制度としてフォローアップする仕組みとなっている。

まつ毛エクステンションによる危害の防止

まつ毛エクステンションによる危害を防止するため、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を進めているところであり、併せて、実態把握を行い、必要に応じ、新たな対策を検討する。【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】

<平成27年度実績>

国民生活センターがP I O - N E T情報の分析やアンケート調査等によって危害の実態を把握するとともに、消費者庁及び厚生労働省は平成27年6月、地方公共団体に対して、事業者への指導監督の徹底や健康被害情報の収集等を依頼する通知を発出した。【消費者庁、厚生労働省】

子供の不慮の事故を防止するための取組

子供の事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。【消費者庁、経済産業省、関係省庁等】

また、子供の事故の動向分析及び消費者意識の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえて、関係省庁の連絡会議において、子供の事故防止策を検討・推進する。【消費者庁、関係省庁】

<平成27年度実績>

平成27年度は、引き続き「子ども安全メールfrom消費者庁」を配信（子ども安全メール登録件数（平成28年3月31日配信分）：28,058件）するとともに、プロジェクトのイメージキャラクターが東京都調布市や群馬県大泉町、埼玉県さいたま市桜区のイベントに参加し、子供の事故予防を呼び掛けた。【消費者庁】

子ども霞が関見学デーの中で、製品安全について親子で考える機会を設けた。また、小学校高学年を対象とした製品安全教育を試験的に実施した。【経済産業省】

危険ドラッグ対策の推進

薬物乱用の根絶のため、薬物乱用対策推進会議において策定された「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月決定）に基づき、関係省庁で連携した総合的な取組を推進する。また、青少年に対する危険ドラッグの危険性についての正しい知識の周知徹底や乱用薬物に手を出させないための規範意識醸成のため、青少年に訴求力の高い広報媒体や手法の活用配意した広報啓発活動を推進する。【内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、関係省庁等】

厚生労働省では、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定するとと

もに、検査命令及び販売停止命令等を活用し、危険ドラッグの販売を抑制する。

【厚生労働省】

警察においては、危険ドラッグの取締りに当たり、特定商取引法に基づく危険ドラッグの販売サイトに対する取締りに資する関連情報等を積極的に提供するなど、関係機関との連携を強化して的確に対応する。【警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁】

消費者庁では、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。【消費者庁、警察庁、厚生労働省】

ウェブサイトでの情報提供、消費生活センター等の協力を得た啓発チラシの配布、薬物乱用防止教室の開催、「薬物乱用防止広報強化期間」の設定等、関係部門、機関・団体との連携を強化し、消費者に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発に取り組む。【内閣府、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁等】

学校における薬物乱用防止教育等の充実を図るため、学校警察連絡協議会を通じた連携を図りつつ、薬物乱用防止教室の指導者になる者を対象とした講習会、教職員等を対象としたシンポジウム、大学生等向け啓発用リーフレットの作成を実施する。【文部科学省、警察庁、厚生労働省、関係省庁等】

国連薬物犯罪事務所（UNODC）が実施する危険ドラッグを含む合成薬物に関する情報収集、動向分析、報告を行う「グローバルSMARTプログラム」への拠出や、各種国際会議等への参加を通じて、海外における危険ドラッグに係る積極的な情報交換を行う。【外務省】

<平成27年度実績>

青少年に訴求力の高い啓発活動を実施するため、漫画を用いた啓発資料を作成し、春の卒業・進学・進級時期に合わせてウェブサイトにおいて公開した。【内閣府】

警察幹部の全国会議において、関係機関と連携した危険ドラッグ対策の推進を指示した。

危険ドラッグに係る事件で把握した物品や危険ドラッグの販売サイトについて、関係機関に対し情報提供を行うなど、プロバイダ等に対する削除要請に資するための情報交換を行った。

警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間（平成27年6月から7月まで）を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、危険ドラッグを含めた薬物の乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

また、薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、少年の薬物乱用の実態及び、規制薬物はもとより危険ドラッグ等多様化する乱用薬物の有害性・危険性等について積極的に情報提供を行った。【警察庁】

平成27年5月に都道府県、国公立大学法人事務局等に対して、関係府省が連名で広報啓発の強化等について依頼した。また、消費者庁ウェブサイトの特設ページにおいて、消費者に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発を実施した。

また、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行い、消費者保護を十分に確保する。【消費者庁】

税関ホームページや税関ツイッター等を活用し、危険ドラッグについて注意喚起を行うとともに、学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室等において、違法薬物と併せて危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行っている。【財務省】

包括指定を行う等して、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定した。

危険ドラッグ販売店への継続的な立入検査を行うとともに、地方厚生局麻薬取締部において積極的な検挙を行った。

財務省（税関）と協力体制を強化、関係省庁と連携し、新たな水際対策の実施のほか、危険ドラッグ販売店及びインターネット上の販売サイト等の情報共有を行い、取締体制の強化を図った。

インターネット上で危険ドラッグを販売しているサイトを調査し、違反を発見した場合には当該サイトのプロバイダ等に対して削除要請を行い、サイト等を閉鎖又は販売停止に追い込んだ。また、警察庁等関係機関と連携し、違法・有害サイトの情報共有を行った。

「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」及び「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」等において啓発資材の配布やキャンペーンの実施等、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進を図った。

若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発のための啓発資材を作成し、全ての高校卒業予定者、小学校6年生の児童の保護者及び青少年に配布した。【厚生労働省】

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質等について、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報や関係国の規制等もを踏まえながら、輸出審査を厳格に実施した。【経済産業省】

自動車運送事業者に対し、監査や啓発活動の推進等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知した。【国土交通省】

薬物乱用防止教室について、都道府県教育委員会等に対し、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるよう周知を行った。

薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・研修会を実施した。【文部科学省】

国連薬物犯罪事務所（UNODC）が実施するグローバルSMARTプログラムに拠出し、国際的な危険ドラッグ対策の推進に貢献した。【外務省】

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	<事故情報の迅速かつ的確な収集・公表>【消費者庁、関係省庁等】 関係省庁等と連携の上、消費者庁が事故情報の一元的な収集等を行う。						(イ) 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知件数：2,906件（平成27年3月末）
	消費者安全法に基づく消費者事故等の通知の収集・公表【消費者庁】						
	消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告の収集・公表【消費者庁】						
	事故情報データベースによる事故情報の一元的な収集・公表【消費者庁、関係省庁等】						(ロ) 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告件数：892件（平成27年3月末）
	第3期医療機関ネットワーク事業の実施【消費者庁】			事業の実施状況を踏まえ、継続的に医療機関ネットワーク事業を実施【消費者庁】			(ハ) 医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの事故情報報告件数：7,853件（平成27年3月末）
	収集した事故情報を分析し、消費者への注意喚起等を実施【消費者庁、関係省庁等】						(ニ) 事故情報データベースへの事故情報登録件数：28,864件（平成27年3月末）
	教育・保健事故検討会最終とりまとめ報告と検証とガイドラインについて自治体への通知【内閣府、文部科学省、厚生労働省】						(ホ) 生命・身体分野に関する注意喚起件数（消費者安全法に基づくものを除く。）：12件（平成27年3月末）
	国の設置する有識者会議における事故の再発防止策に関する検討【内閣府、文部科学省、厚生労働省】						(ヘ) 消費者安全法に基づく生命・身体分野への措置件数（第38条～第42条関係）：1件（平成27年3月末）
	商業施設内の遊戯施設における事故防止に関するガイドラインの策定【消費者庁、経済産業省】				商業施設内の事故防止策の更なる検討【消費者庁、経済産業省】		
	商業施設外を含め、遊戯施設の事故情報を収集・公表し、消費者に注意喚起【消費者庁 関係省庁】						
関係省庁連絡会議等を通じ、商業施設外を含めた遊戯施設の安全対策の強化を推進【消費者庁、関係省庁】							
(KPIの現状) 平成28年3月末時点 (イ) 消費者事故等の通知件数：2,897件 (ロ) 重大製品事故の報告件数：885件 (ハ) 医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの事故情報報告件数：7,733件 (ニ) 事故情報データベースへの事故情報登録件数：25,960件 (ホ) 生命・身体分野に関する注意喚起件数（消費者安全法に基づくものを除く。）：16件 (ヘ) 消費者安全法に基づく生命・身体分野への措置件数（第38条～第42条関係）：0件							

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	緊急時における消費者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等における政府一体となった迅速かつ適切な対応 ・毎年度関係省庁連携の緊急時対応訓練を実施【消費者庁、関係省庁等】 					緊急時対応訓練の回数 毎年度1回実施
		(KPIの現状) 緊急時対応訓練の回数：1回					
	リコール情報の周知強化	<ul style="list-style-type: none"> リコール情報の効果的な発信【消費者庁、関係省庁等】 地域のネットワーク等を活用した情報提供を推進 改正消費者安全法の施行を踏まえ引き続き推進【消費者庁】 					(イ)リコール情報登録件数：3,450件 (平成27年3月末) (ロ)メルマガ登録者数：7,001件(平成27年3月末) (ハ)当該年度月当たり平均サイトアクセス件数：約222万件(平成27年3月末)
	(KPIの現状) 平成28年3月末現在 (イ)リコール情報登録件数：4,306件 (ロ)メルマガ登録件数：7,432件 (ハ)平成27年度月当たり平均サイトアクセス件数：約396万件						
	製品安全に関する情報の周知	製品安全に関する情報を事業者、団体等と連携して消費者等に提供【経済産業省】					経済産業省、(独)製品評価技術基盤機構等が行う製品安全に関する情報の提供件数(プレスリリース数等)
		(KPIの現状) 経済産業省や(独)製品評価技術基盤機構のウェブサイトを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信。(独)製品評価技術基盤機構では、経済産業省及び関係団体と協議を行い、毎月1回以上のプレスリリースを行っている。					

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施						(イ) 法令等の見直し状況：平成18年法令改正：平成23年通達改正 (ロ) リコール届出件数：355件、リコール対象台数：9,557,888台 (全て平成26年度)
	(KPIの現状) (イ) 法令等の見直し状況：自動車のリコールの迅速かつ確実な実施のための道路運送車両法改正法が成立した(平成27年6月)。 (ロ) リコール届出件数：368件(前年度比13件増)、リコール対象台数：18,990,637台(前年度比9,432,749台増)(全て平成27年度)						
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	高齢者向け住まいにおける安全の確保	事故予防・対応の規定をガイドラインに位置付け【厚生労働省】	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底【厚生労働省、国土交通省】				ガイドラインに基づく自治体の指導指針における事故予防・対応に係る規定の追加状況
	(KPIの現状) 各都道府県等の指導指針の反映状況について現在集計中。						

1 消費者の安全の確保

(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

事故情報の収集、公表及び注意喚起等

所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し事故情報データベース等を通じて公表する。

毎年度、事故が多発しているもの、被害の拡大が想定されるものから速やかに事故内容の分析・調査を実施し、調査結果に基づき迅速に注意喚起等を行う。

【消費者庁、関係省庁等】

法律の隙間事案である重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るための事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて適切に講ずる。【消費者庁】

教育・保育施設等における事故の発生及び再発の防止に向け、国の設置する有識者会議において、事故の再発防止策について検討する。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

商業施設内の遊戯施設について、事故防止に関するガイドラインを策定し、継続的に事故防止策の検討を行う。【消費者庁、経済産業省】

商業施設外を含め、遊戯施設の事故情報を収集・公表し、消費者に注意喚起する。【消費者庁、関係省庁】

また、関係省庁連絡会議等を通じ、商業施設外を含めた遊戯施設の安全対策の強化を推進する。【消費者庁、関係省庁】

<平成27年度実績>

関係行政機関等から収集した事故情報を基に、9件の注意喚起を行い、消費者被害の発生・拡大防止に努めた（前年同期：10件）。

平成27年3月27日に改訂した運用マニュアルについて、通知の徹底を図るべく消費者政策担当課長会議や関係省庁連絡会議等の場を通じた周知に取り組んだ。

平成27年10月から、医療機関ネットワーク参画機関を28病院から30病院に拡大し、医療機関特有の情報を幅広く収集し、注意喚起等に活用している。【消費者庁】

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（平成27年5月12日（第5回）、7月13日（第6回）、10月27日（第7回）、12月21日（第8回）開催）の最終取りまとめを行い、最終報告書を作成し、公表した。

「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表開始（平成27年6月30日（第1回）、9月30日（第2回）、12月28日（第3回）、平成28年3月31日（第4回）公表）【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

年度内に事故発生防止（予防）ガイドライン等の作成を行い、地方公共団体に通知を發出した。

遊具の事故に関する注意喚起を行い、関係省庁に対し、事故情報の収集・活用の推進及び関係団体に対する周知を要請した。【消費者庁】

緊急時における消費者の安全確保

緊急事態等においては、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成24年9月28日関係閣僚申合せ）で定める手順に基づき、関係府省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、消費者被害の発生・拡大の防止に努めるとともに、関係行政機関や事業者、医療機関等から寄せられる事故情報については迅速かつ的確に収集・分析を行い、消費者への情報提供等を通じて、生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大を防止する。

また、緊急事態が生じた場合に備え、過去の事案を踏まえて緊急時対応訓練を実施する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度実績>

関係省庁連携による緊急時対応訓練を実施した（平成27年12月25日）。【消費者庁、関係省庁等】

リコール情報の周知強化

リコール情報を効果的に発信するため、「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、地域のネットワーク等を活用したリコール情報等の情報提供を推進する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度の実績>

リコール情報サイトの情報をより分かりやすく消費者へ発信した（乳幼児用用品、空調機器等の様々な製品別テーマによる情報発信等）。

リコール情報の高齢者等への周知について、消費者行政ブロック会議等を通じて地方公共団体等へ依頼した。【消費者庁】

製品安全に関する情報の周知

リコール情報、製品事故の防止に係る注意喚起等製品安全に関する情報を流通事業者、関係団体等とも連携して消費者等に提供し、消費者等の安全意識を向上させると共にアクションを促す。【経済産業省】

<平成27年度実績>

消費者庁に報告が行われる重大製品事故の情報や経済産業省に届出が行われるリコールの情報等については、経済産業省のウェブサイト等で随時公表を行い、消費者等への注意喚起を行った。また、政府広報においても事故の急増している製品や季節に応じて使用機会の増える製品の事故についての注意喚起を行った。平成27年度は新たに、経年劣化による事故を防ぐための長期使用製品安全点検制度の実効性を高めるため、販売事業者やガス事業者、ハウスメーカー、家屋賃貸事業者等の団体に対する協力要請を行った。また、流通事業者向けセミナーを各地で開催し、消費者等へのアクションを促すための自主的な取組を呼び掛けた。【経済産業省】

道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。また、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施する。さらに、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。【国土交通省】

<平成27年度実績>

平成27年6月に道路運送車両法の改正を受け、自動車メーカーによる、より迅速かつ確実なリコールの実施を促進するため、リコールの実施に必要な報告徴収・立入検査の対象に装置メーカーを追加した。【国土交通省】

高齢者向け住まいにおける安全の確保

事故発生の防止、事故発生時の対応などを行政指導の参考指針において位置付け、その運用を徹底するなどの対応を行う。【厚生労働省、国土交通省】

<平成27年度実績>

全国都道府県等の高齢者向け住まい担当者会議を開催し、届出促進・指導等の徹底を要請した（平成27年6月18日開催）。

平成27年3月30日に改正した有料老人ホームの設置運営標準指導指針（ガイドライン）を平成27年7月1日から適用し、周知・徹底を図った。

有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査を実施し、届出促進・指導等の徹底を要請した（平成27年7月30日調査依頼）。【厚生労働省、国土交通省】

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I			
(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止	消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施	事故等原因の調査【消費者庁】					事故等原因調査等の実施数、申出受付件数			
		フォローアップ【消費者庁】								
		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 必要な措置の実施【消費者庁】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 改正法の規定の施行状況に関する検討【消費者庁】 </div> </div> <p style="text-align: center;">改正法施行後5年見直し</p>								
(KPIの現状) 平成28年3月末時点 事故等原因調査等の実施数：11件、申出受付件数：199件 件数は、消費者安全調査委員会発足（平成24年10月）以来の実績										
	昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた必要な技術基準の見直し、調査結果の公表、建築基準法改正法（平成26年6月4日公布）により創設された国の調査権限の活用等による迅速な原因究明及びそれを踏まえた再発防止等【国土交通省】					(イ) 技術基準の見直し (ロ) 調査結果の公表			
		昇降機等の点検項目の見直し【国土交通省】								
		(KPIの現状) (イ) 昇降機等の点検項目の見直しに着手し、その他、昇降機等の技術基準の見直しを検討中。 (ロ) 調査結果（報告書）の公表：6件								
	国民生活センターにおける商品テストの実施	有識者や研究機関等の知見を活用した、地方公共団体からの依頼を始め商品テストの実施【消費者庁】					地方公共団体からの商品テスト依頼への対応率 目標値：100%			
		(KPIの現状) 平成28年3月末時点 商品テスト依頼への対応率：100%								

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止	消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	消費生活用製品安全法等に基づく収集された事故情報の原因究明調査、事故の再発防止のための必要な措置【消費者庁、経済産業省】					重大製品事故の報告件数 目標値：前年度比減
		(KPIの現状) 平成28年3月末時点 重大製品事故の報告件数：892件（前年同期：941件）					
	製品等の利用により生じた事故等の捜査等	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止【警察庁】					製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対し通知した件数
		(KPIの現状) 平成27年度 製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対して通知した件数：87件（前年度通知件数：64件）（警察庁）					
	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計、製造事業者名と製品名等の四半期ごとの公表、全国の消防機関への調査結果の通知、収集した火災情報の共有と連携した製品火災対策の推進【総務省消防庁、経済産業省】					収集した火災情報の件数
		(KPIの現状) ・製品の不具合により発生したと判断された火災：87件（平成27年1月から9月までの集計値）（総務省消防庁） ・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大事故等の原因究明調査等を行い消費者への注意喚起や未然防止策等を検討中。（経済産業省）					

1 消費者の安全の確保

(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止

消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施

消費者事故等の発生状況を踏まえ、消費者の安全確保に、より効果的に貢献できるように、原因究明調査等を着実に実施する。【消費者庁】

<平成27年度実績>

平成27年度は、消費者安全法に基づき報告書3件(6月26日、10月23日、12月18日)を公表するとともに、関係省庁に対し意見を行った(エスカレーター事故、毛染めによる皮膚障害、子供による医薬品誤飲事故)。また、経過報告書1件(10月23日)を公表した。申出受付は29件。

【消費者庁】

昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止

昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表する。また、建築基準法改正法(平成26年6月4日公布)により創設された国の調査権限の活用による迅速な原因究明及びそれを踏まえた再発防止等を図る。

また、平成28年度までに昇降機等の点検項目の見直しを行う。【国土交通省】

<平成27年度実績>

6件の調査結果(報告書)を公表した(平成27年4月、7月、11月、平成28年2月)。【国土交通省】

国民生活センターにおける商品テストの実施

国民生活センターにおいて、地方公共団体からのテスト依頼への対応を始め商品テストを的確に実施する。その際、独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図る。【消費者庁】

<平成27年度実績>

国民生活センターは、平成28年3月末時点において、各地の消費生活センターから依頼のあった商品テスト302件のうち189件について商品テストを受け付けし、113件については過去の同種事例や知見による技術相談等を行い、全件に対応した。(前年同期:商品テスト依頼354件、うち200件について商品テストを受け付けし、154件については技術相談を行い、全件に対応。)

また、注意喚起のための商品テストを10件実施し(平成28年3月末時点)、公表するとともに、関係行政機関・団体に要望・情報提供を行った。(前年同期:13件)

さらに、独立行政法人製品評価技術基盤機構との実務者会議を定期的に開催し(月1回)、情報を共有するとともに、専門性が高いテストの実施や評価に当たっては、有識者や研究機関等の

技術・知見の活用を図った。【消費者庁】

消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等

消費生活用製品の使用に伴い生じた事故に関して、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報報告・公表制度等を活用し収集された事故情報の迅速かつ的確な分析と原因の調査・究明に取り組み、その結果を踏まえ製品事故の再発防止のため、製造事業者等による適切な市場対応を促すほか、消費者に対する情報提供及び消費生活用製品の技術基準改正の検討等を行う。【消費者庁、経済産業省】

<平成27年度実績>

独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、製造事業者や輸入事業者等に対する再発防止等に向けた対応は逐次実施しており、また、消費者に対しても迅速に誤使用・不注意等に関する注意喚起も行っているところである。電気用品安全法等の技術基準についても、相次いで発生している事故の再発防止、新技術・新製品への対応等の観点から、随時見直しを行っている。【経済産業省】

製品等の利用により生じた事故等の捜査等

製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図る。【警察庁】

<平成27年度実績>

都道府県警察では、製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図っている。また、都道府県警察に対して、製品等の利用により生じた事故等の情報収集や関係行政機関との協力の必要性を示しているほか、こうした事故等を認知した際には、関係行政機関に通知するなどしている。【警察庁】

製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整

国民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表する。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進する。【総務省消防庁、経済産業省】

<平成27年度実績>

各消防本部から報告があった製品火災等に係る情報を集約し、「平成27年1月から9月の製品火災に関する調査結果」として公表した。【総務省消防庁】

独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査においては、消防機関との合同調査を行うとともに、製品燃焼実験室での再現実験等を通じて、迅速かつ的確な同種事故の再発防止、未然防止に努めているところである。【経済産業省】

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(4) 食品の安全性の確保	食品安全に関する関係府省の連携の推進	食品安全の関係府省連絡会議を始めとする各種連絡会議等の定期的な開催、緊急事態等の発生時における迅速かつ適切な対応【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】					(イ) 関係府省間の連携強化を図るための各種会議の開催状況 (ロ) 関係府省連絡会議：年度内2回開催 (ハ) 幹事会：原則毎週開催 (ニ) リスクコミュニケーション担当者会議：隔週開催 (ホ) リスク情報関係府省担当者会議：毎月開催	
		(KPIの現状) 平成27年度 (イ) 関係府省連絡会議：2回 (ロ) 幹事会：45回開催(週1回) (ハ) リスクコミュニケーション担当者会議：25回(隔週1回) (ニ) リスク情報関係府省担当者会議：12回(月1回)						
	リスク評価機関としての機能強化	海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備の継続的实施【食品安全委員会】					海外のリスク評価機関等との連携状況	
		(KPIの現状) 平成27年度 ・2機関と協力覚書を締結。 ・1機関と協力覚書を改定。						
	食品安全に関するリスク管理	食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施【厚生労働省】					(イ) 食品添加物の新規指定件数 (ロ) 食品中の農薬等の残留基準の設定件数	
		国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等の実施【農林水産省】 危害要因ごとに順次調査を実施し、必要に応じて低減対策の検討等を実施する。実施時期は危害要因により異なる。					(ハ) 食中毒事件発生件数 (ニ) 実態調査の実施件数 (ホ) 低減対策をまとめた指針等の作成状況	
		(KPIの現状) (イ) 食品添加物の新規指定件数：3件(平成27年度) (ロ) 食品中の農薬等の残留基準の設定件数：44件(平成27年度) (ハ) 食中毒事件発生件数：1,202件(平成27年) (ニ) 危害要因に関する実態調査の実施件数：29件(平成27年度) (ホ) 低減対策をまとめた指針等の作成状況：7本(前年：1本)(平成27年度)						

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 食品の安全性の確保	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	各年度、時宜に適ったテーマを選定し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】					意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度
		「総合的な TPP 関連政策大綱」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを推進【消費者庁、内閣官房、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等】					
	(KPI の現状) 平成 27 年度に開催した意見交換会計 14 回のアンケート結果からみる参加者の理解度は平均約 86.7%である。(消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省)						
輸入食品の安全性の確保	輸入食品の安全性の確保	輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時(水際)、国内流通時の三段階の監視指導の実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実。【厚生労働省】 輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画を策定					輸入食品モニタリング検査目標達成率 目標値：100%
		在外公館の「食の安全」担当官による関係政府機関との連絡体制の構築と、個別問題の発生時の情報収集及び働き掛け等の体制整備・維持【外務省】					
(KPI の現状) 平成 26 年度：103% 輸入食品監視指導計画で定めた検査目標件数を超えて検査を実施したため、100%を超過した数値となっている。							
食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進のため、正確な情報提供を継続して実施【消費者庁、関係府省等】 環境変化に応じて、理解増進の取組を見直し					(イ) 理解増進の取組見直しの実施状況 (ロ) 検査機器の貸与の状況
		地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制の支援(検査機器の貸与等)【消費者庁】					
		「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の実施【消費者庁】					
(KPI の現状) (イ) ・消費者に最近の情報を届けるため、改訂した冊子「食品と放射能 Q & A 第 10 版」、「食品と放射能 Q & A ミニ第 2 版」を平成 28 年 3 月に公表。 ・「風評被害に関する消費者意識調査の実態調査」の第 6 回を平成 27 年 8 月、第 7 回を平成 28 年 2 月に実施し、調査結果を公表。 (ロ) 貸与台数：332台(242地方公共団体)							

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 食品の安全性の確保	農業生産工程管理 (GAP) の普及推進	<p>< ガイドラインに則したGAPの普及推進 > ウェブサイト等の活用による、ガイドラインに則したGAPに関する農業者や消費者等への普及啓発 「GAP体制強化・供給拡大事業」による、ガイドラインに則したGAPの導入促進【農林水産省】</p>					ガイドラインに則したGAPの導入産地割合： 70% (平成30年度)
		<p>< 協議会における議論 > 『「日本再興戦略」改訂2014』を受けて設立した「GAP戦略協議会」におけるGAPの在り方の議論、農業者への取組拡大【農林水産省】</p>					
	<p>(KPIの現状) ガイドラインに則したGAP導入産地割合：23% (平成25年度)</p>						
	中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進	<p>・HACCP支援法に基づく、HACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援 ・高度化基盤整備の普及・定着のための研修、HACCP導入のための現場責任者・指導者養成のための研修、消費者のHACCPへの理解促進の取組等の支援【厚生労働省、農林水産省】 (HACCP：危害分析重要管理点)</p>					年間食品販売額1億～50億円の中小食品製造事業者のHACCP導入率 目標値：50% (平成35年度)
		<p>(KPIの現状) 平成26年度：33.5% (平成26年度食品製造業におけるHACCP導入状況実態調査結果)</p>					
	食品のトレーサビリティの推進	<p>米穀事業者に対する立入検査等の実施、調査結果に基づく措置【農林水産省、国税庁、消費者庁】</p>					(イ)米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率(%) = $100 - \{ (\text{違反件数} / \text{立入検査件数}) \times 100 \}$ (ロ)食品トレーサビリティの取組状況
		<p>「実践的なマニュアル」の内容拡充【農林水産省】</p>					
		<p>「実践的なマニュアル」を活用した普及推進活動の実施【農林水産省】</p>	<p>「実践的なマニュアル」(内容拡充版)を活用した普及推進活動の実施【農林水産省】</p>				
<p>(KPIの現状) (イ) ・米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率：99.5% (平成27年4月から9月までの集計値) (平成26年度：99.6%) (農林水産省) ・米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率：99.0% (平成27年7月から平成28年3月までの集計値) (国税庁) (ロ) ・生産者における基礎トレーサビリティの取組率：73.6% (平成27年度) ・流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率：42.6% (平成27年度)</p>							

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 食品の安全性の確保	食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進	(引き続き食品関係企業における「コンプライアンス」の徹底を促進) ・食品事業者向けマネジメント研修の開催 ・「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」の周知・啓発【農林水産省】					食品関係事業者の企業行動規範等策定率及び策定後の見直し・改善の実施率 策定率：80% 改定率：80%
		(KPIの現状) 食品関係事業者の企業行動規範等策定率及び策定後の見直し・改善の実施率 策定率：70% 改定率：60%					
	食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯の取締りの推進	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り【警察庁】					該当する事犯に対する取締状況
		(KPIの現状) 平成27年の取締り状況 ・食品衛生関係事犯：22事件(前年：20事件)、検挙人員29人(前年：28人) ・食品の産地等偽装表示事犯：9事件(前年：17事件)、検挙人員32人(前年：49人)					
	流通食品への毒物混入事件への対処	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止【警察庁、関係省庁等】					関係行政機関との情報交換状況
		(KPIの現状) 平成27年度中に発生した流通食品への毒物混入事件等はない。					

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 食品の安全性の確保	廃棄食品の不正流通事案	<p>いまだ本事案の全容解明には至っていないものの、これまでの調査によって明らかになった事実関係を基に、関係府省において現時点で対応可能な対策を実施。今後、事案の全容が明らかとなった段階で、現行の関係法令についてどのような問題があるか、その運用も含めて、改めて検証を行い、必要に応じて、今後の対応を検討。【関係省庁】</p> <p style="text-align: center;">食品廃棄物の処理に係る対策</p>					<p>「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」(平成28年2月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ)に沿った各行政機関の取組状況</p>
		<p>電子マニフェストの機能強化【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正を検知する情報処理システムの導入等を検討 	<p>検討を踏まえた対応を実施【環境省】</p>				
		<p>廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政による廃棄物処分業者への監視体制の強化【環境省、農林水産省】 ・適正処理の強化と人材育成【環境省】 					
		<p>排出事業者による転売防止対策の強化【環境省、農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品事業者が取り組むべき指針(食品リサイクル法上の省令)の見直し ・食品関連事業者への要請やガイドラインの策定 	<p>検討を踏まえた食品リサイクル法等に基づく対応を実施【環境省、農林水産省】</p>				

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 食品の安全性の確保	廃棄食品の不正流通事案	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">食品関連事業者による食品の適正な取扱いに係る対策</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">食品関係事業者による食品の適正な取扱いの確保【厚生労働省、消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法に基づく監視指導の徹底 ・ 食品表示法に係る周知 </div>					
		<p>(KPI の現状)</p> <p>食品安全行政に関する関係府省連絡会議において、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」(平成 28 年 2 月 26 日食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ)を取りまとめ。</p>					

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

食品安全に関する関係府省の連携の推進

関係府省間における連携の強化を図るため、関係府省連絡会議を始めとする各種連絡会議等を定期的を開催する。

緊急事態等の発生時においては、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生・拡大の防止に努める。

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

<平成27年度実績>

関係府省連絡会議等については、関係府省連絡会議を2回、幹事会を45回(週1回)、リスクコミュニケーション担当者会議を25回(隔週1回)、リスク情報関係府省担当者会議を12回(月1回)開催するなど、定期的に会議を開催している。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

リスク評価機関としての機能強化

食品安全委員会が我が国で唯一の食品安全に関するリスク評価機関であることを踏まえ、海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備等を行い、リスク評価機関としての機能の強化を図る。【食品安全委員会】

<平成27年度実績>

新たに2か国(ポルトガル、フランス)のリスク評価機関との協力覚書を締結するとともに、欧州食品安全機関(EFSA)との協力覚書を改定した。また、評価技術企画室を設置し、より迅速かつ信頼性の高いリスク評価のための体制整備を行った。【食品安全委員会】

食品安全に関するリスク管理

食品安全に関するリスク管理として、厚生労働省が食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導を引き続き行うとともに、農林水産省が国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等を行う。

その際、食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講ずる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に適切に反映させる。【厚生労働省、農林水産省】

<平成27年度実績>

平成27年度食品の安全性に関する有害化学物質、微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画に基づき、平成27年度有害化学物質、微生物リスク管理基礎調査事業等によって、29件の実態調査を実施。また、低減対策等をまとめた指針等を7本作成した。【農林水産省】

食品添加物を新たに3件指定し、食品中の農薬等の残留基準については、44件設定した。また、平成27年における食中毒事件発生件数は、1,202件であった。【厚生労働省】

食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進

国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係府省等で連携しつつ、時宜に適ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを継続的に推進する。

具体的には、関係府省等の共催又は府省等ごとに開催する意見交換会や説明会の実施、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、メールマガジンや相談窓口等を活用し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進する。

また、「総合的なT P P 関連政策大綱（平成27年11月25日T P P 総合対策本部決定）」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションに取り組む。【消費者庁、内閣官房、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

<平成27年度実績>

平成27年度は、関係府省と連携し、「食中毒予防に関する意見交換会」を2回、「農薬に関する意見交換会」を2回、「食品中の放射性物質に関する意見交換会」を6回、「ノロウイルス食中毒予防に関する意見交換会」を2回、「健康食品の安全性や機能性に関する意見交換会」を2回、計14回の意見交換会を開催した。なお、意見交換会計14回のアンケート結果からみる参加者の理解度は平均約86.7%であった。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

輸入食品の安全性の確保

輸入食品の安全性確保のため、年度ごとに策定する輸入食品監視指導計画に基づき、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の3段階で重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施に取り組む。また、必要な食品衛生監視員の確保などにより輸入食品監視体制の充実を図る。

- ・輸出国対策：二国間協議等を通じて生産等の段階での安全管理の推進を図る。
- ・輸入時対策：年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに違反の可能性が高い輸入食品については検査命令を実施するなど輸入食品の安全性確保体制を強化する。
- ・国内流通時対策：国内流通品において違反食品が確認された際には、関係機関と連携を取るとともに必要に応じた輸入時監視の強化を図る。輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、関係機関において必要な措置を講ずる。【厚生労働省】

我が国の食料の主要な輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化を行うほか、国内においては消費者庁を含む国内関係省庁・機関との連絡体制の強化に取り組む。【外務省】

<平成27年度実績>

駐在国における関係政府機関との連絡体制の構築、個別の問題が発生した場合の関係政府機関からの情報収集及び関係政府機関への働き掛け、在留邦人等への情報伝達のための連絡体制の構築等を実施した。【外務省】

平成27年度輸入食品監視指導計画を策定し、監視指導を実施した。なお、平成27年4月から9月までの年度途中の状況については、中間報告として平成27年12月18日に公表した。平成28年度輸入食品監視指導計画を策定し、平成28年3月28日に公表した。【厚生労働省】

食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進

関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。

このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」により風評被害の状況を把握しつつ、関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携したリスクコミュニケーション、「食品と放射能Q & A」や平成25・26年度基金の事例集などによる情報提供を行うとともに、検査機器の貸与等により地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制を支援する。【消費者庁、関係府省等】

<平成27年度実績>

平成27年度は、関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、意見交換会等を100回開催した（前年同期：99回）。また、消費者に最近の情報を届けるため、改訂した冊子「食品と放射能Q & A第10版」、「食品と放射能Q & Aミニ第2版」を平成28年3月に公表した。加えて、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の第6回を平成27年8月、第7回を平成28年2月に第7回を実施し、調査結果を公表した。【消費者庁】

農業生産工程管理（GAP）の普及推進

食品安全、環境保全、労働安全に関する法令や制度等に基づいた取組内容を含む「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を更に普及し、ガイドラインに示す内容を含んだGAPの取組拡大を推進する。【農林水産省】

<平成27年度実績>

農林水産省のガイドラインに則したGAPを更に普及するため、生産者向け研修会の開催等（生産システム革新推進事業のうち輸出用GAP等普及推進事業）を支援するなど、取組の拡大を推進した。【農林水産省】

中小規模層の食品製造事業者のH A C C P導入の促進

H A C C Pの導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」（H A C C P支援法）に基づきH A C C P導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備（高度化基盤整備）について、長期低利融資により支援する。

また、引き続き高度化基盤整備の普及・定着やH A C C P導入のための現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者のH A C C Pへの理解促進の取組等を支援する。【厚生労働省、農林水産省】

<平成27年度実績>

平成27年12月までに、消費者を含めたH A C C P関係者による情報・意見交換を行うH A C C P普及推進連絡協議会を開催（中央1回、地方ブロック7か所）したほか、中小事業者のH A C C P導入を支援するため、自治体が事業者のH A C C P導入を実際に支援し、その過程で生じた課題及びその解決策等の普及を目的とした「地域連携H A C C P導入実証事業」、H A C C Pの導入に取り組む事業者の名称を公表することで、事業者の取組を応援する「H A C C Pチャレンジ事業」、各都道府県の食品衛生監視員養成を目的とした研修会の開催等の取組を実施した。

また、平成28年3月、H A C C Pの制度化による我が国の食品衛生管理の国際標準化を進めるため、制度の枠組み等を検討することを目的とした「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催した（今後、約6回開催し、平成28年中に報告書を取りまとめる予定。）。【厚生労働省】

H A C C Pの導入を促進するため、H A C C P支援法に基づく施設や体制整備についての長期低利融資のほか、人材育成のための研修や消費者の理解促進の取組等を支援した。【農林水産省】

食品のトレーサビリティーの推進

1) 米トレーサビリティーの推進

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティー法）に基づき、米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】

2) 飲食料品のトレーサビリティーの推進

飲食料品について、「総論」、「各論」及び「取組手法編」で構成されるトレーサビリティーの「実践的なマニュアル」を平成27年度までに拡充するとともに、同マニュアルを活用した普及推進活動を行い、農林漁業者や食品事業者による更に積極的な基礎的トレーサビリティーの推進とともに内部トレーサビリティーの取組の拡大を推進する。【農林水産省】

<平成27年度実績>

1) 米及び米加工品(酒類を除く。)に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.5%(平成27年4月から9月までの集計値)(前年度99.6%)。【農林水産省】

酒類に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.0%(平成27年7月から平成28年3月までの集計値)【国税庁】

2) 食品トレーサビリティの「実践的なマニュアル」を作成するため検討会等を開催するとともに現地調査を実施した。

本省及び地方農政局等による普及活動として、各種セミナー・シンポジウムでの周知、マニュアルの配布・説明及びウェブサイトを活用した周知を随時実施している。【農林水産省】

食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進

食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定、及びその適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進する。このため、企業の行動規範の作成等の道しるべとして作成した手引きである「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」を事業者に周知・啓発する。【農林水産省】

<平成27年度実績>

「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」について、食品業界団体、消費者団体、マスコミ、有識者で構成する意見交換会を開催し、同手引きを改訂するとともに、食品業界団体に対し周知を図った。【農林水産省】

食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯の取締りの推進

関係機関と連携した情報収集に努め、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを推進する。【警察庁】

<平成27年度実績>

警察庁では、消費者庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」に参加するなどし、関係機関との情報交換による情報収集に努めている。また、都道府県警察に対しては、関係機関と連携した情報収集及び食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性の高い事犯を認知した際の早期の事件着手等を指示している。

なお、平成27年には、食品衛生関係事犯を22事件29人、食品の産地等偽装表示事犯を9事件32人を検挙している。【警察庁】

流通食品への毒物混入事件への対処

流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努める。

【警察庁、関係省庁等】

<平成27年度実績>

警察庁では、流通食品への毒物混入事件について、被害の拡大防止のために、関係行政機関との連携を図っている。また、都道府県警察に対して、流通食品への毒物混入事件に関する情報収集、関係行政機関との連携の必要性等を示すとともに、こうした事件等を認知した際には、必要に応じて、関係行政機関に通報するなどしているが、平成27年度中は、流通食品への毒物混入事件の発生はない。【警察庁】

廃棄食品の不正流通事案

産業廃棄物処理業者によって、食品関連事業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が不正に転売され、その後、消費者に食品として販売されていた事案が判明した。本事案の全容解明には至っていないものの、これまでの調査によって明らかになった事実関係を基に、課題を整理するとともに、関係府省において現時点で対応可能な対策を取りまとめた。本事案で明らかになった課題に対しては、消費者の信頼を確保するため、関係行政機関及び関係事業者が連携し、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間なく対策を講ずる。今後、事案の全容が明らかとなった段階で、現行の関係法令についてどのような問題があるか、その運用も含めて、改めて検証を行い、必要に応じて、今後の対応を検討する。【消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省、環境省】

<平成27年度実績>

食品安全行政に関する関係府省連絡会議において、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」（平成28年2月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ）を取りまとめた。

【消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省、環境省】